

平成26年改正建築士法における附則第3条 (建築士事務所に所属する建築士の届出書)の 平成28年6月25日以降の取り扱いについて

平成27年6月25日に施行された改正建築士法に伴い提出をお願いしている建築士事務所
に所属する建築士の届出書(以下、所属建築士の届出書)の提出期限は平成28年6月24日
でしたが、提出の対象者※となっているにもかかわらず未提出となっている建築士事務
所の開設者の方は、**期限経過後であっても提出の義務はなくなりませんので、出来るだけ早い提出をお願いいた
します。**

なお、所属建築士の届出書で届け出ていただく内容と、建築士事務所の更新登録申請書の所属
建築士名簿の内容は同一であるため、**広島県では、特段のお申し出がない限り、更新登録申請に
伴い提出される所属建築士名簿の提出をもって、所属建築士の届出書の提出がされたものとみな
します。**(更新登録申請書とは別に所属建築士の届出書を提出される場合は、お手数ですが、申請
の際にその旨お申し出いただき、当該届出書を提出していただくようお願いします。)

※所属建築士の届出書 提出対象者

次の事務所を除くすべての建築士事務所の開設者

- (1)平成27年6月25日以降に新規登録された建築士事務所
- (2)平成27年6月25日から平成28年6月24日までの間に、建築士事務所の更新登録の申請
を行った建築士事務所

※提出の対象になるか否かは、**登録申請書を提出した日によって決まります**(更新登録申
請書の受付が平成27年6月25日から平成28年6月24日まで)。建築士事務所の登録
日がこの期間内か否かではありませんので、ご注意ください。

- (3)既に所属建築士の届出書を提出済の建築士事務所

Q 1. 平成28年6月25日以降に建築士事務所の更新の申請を行った場合も改めて所属建築士
の届出書を提出しなければならないのか?

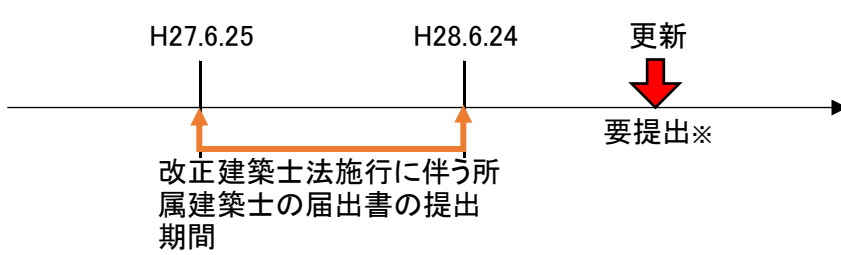
A 1. 改めて所属建築士の届出書を提出する必要はありません。更新の登録申請書の(第二面)
所属建築士名簿をもって所属建築士の届出書の提出があったとみなします。

Q 2. 所属建築士の届出書の提出をしていないが、建築士法第23条の5第2項に基づく建築
士事務所登録事項変更届(所属建築士の変更)を提出した場合受け付けてもらえるのか?

A 1. 所属建築士の届出書が未提出の状態では建築士事務所登録事項変更届(所属建築士の変更)
の提出は受け付けをしておりません。所属建築士の届出書へ変更のあった建築士につい
て反映させた上で記入し提出して下さい。

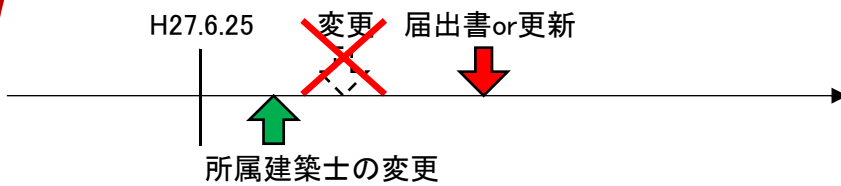
所属建築士の届出書の提出について

①平成28年6月25日以降に建築士事務所登録の更新申請をする場合



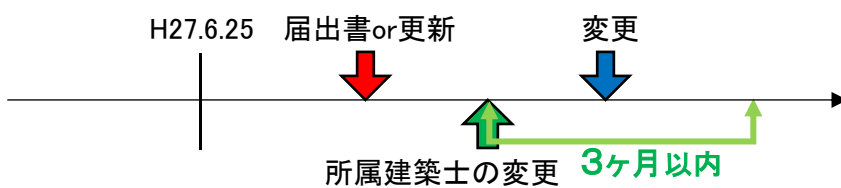
所属建築士の届出書を未提出の場合
は速やかに提出してください。
※特段のお申し出が無ければ、建築
士事務所更新登録申請書の(第二
面)所属建築士名簿をもって届出書を
提出したとみなします。

参考



平成27年6月25日以降に所属建築士
の変更があっても、所属建築士の届
出書提出前又は建築士事務所登録
の更新申請前であれば、建築士事務
所登録事項変更届の提出は不要で
す。
所属建築士の届出書又は事務所更
新登録申請書の各書類提出の際、所
属建築士の変更を反映させた名簿を
作成の上、ご提出ください。

②平成27年6月25日以降に新規登録された方、登録更新申請をされた方又は建築士事務所に所属する建築士の届出書を提出された方で、所属建築士に変更があった場合の届出について



平成27年6月25日以降に新規登録、
登録更新申請後又は所属建築士の
届出書の提出後に、所属建築士に変
更があった場合、事由発生日から3カ
月以内に【建築士事務所登録事項
変更届】を提出していただく必要があ
ります。

【凡例】

届出書: 建築士事務所に所属する建築士の届出書

更新 : 建築士事務所登録申請書(更新)

変更 : 建築士事務所登録事項変更届